

1 1 議事内容
午前10時00分

事務局長	<p>定刻になりましたので、ただいまから2026年（令和8年）第3回福山市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、委員の体制についてご報告いたします。</p> <p>先般実施いたしました農業委員の補充について、3月18日付で議会の同意が得られたことから、4月1日から山本^{としゆき}利行委員が新たに着任されることが決定となりました。</p> <p>これに伴い、神辺地区におきましては、須藤委員が地区協議会長に就任され、地区協議会長職務代理者は山本委員が務められることとなりますので、あわせてご報告いたします。</p> <p>それでは、谷本会長、会議の進行をお願いします。</p>
会 長	— 開会挨拶 —
会 長	それでは、会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。
議 長	最初に、総会の成立を申し上げます。
議 長	委員総数14名のうち、出席委員12名、欠席委員2名、在任委員の過半が出席ですので、本会議は成立します。
議 長	<p>続いて、会議規則第10条の規定により、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議席番号 5番 ^{ほうしよ たかや}寶諸 孝也委員と</p> <p>議席番号 11番 ^{のうそう ひでのり}能宗 秀典委員をお願いします。</p>
議 長	議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。
事務局	<p>2026年（令和8年）第3回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。</p> <p>まず、議案書に議案第6号「農地の転用事実に関する照会に対する回答に</p>

<p>事務局 (続き)</p>	<p>ついて」を追加とし、これに伴い、議案書次第の4 議事欄と別冊目次について、議案第6号「農地の転用事実に関する照会に対する回答について」を追加します。</p> <p>次に、議案書に議案第7号「福山市農業委員会に対する事務委任規則の一部改正について」と、議案第8号「福山市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について」を追加とし、これに伴い、議案書次第の4 議事欄についても、議案第7号「福山市農業委員会に対する事務委任規則の一部改正について」と、議案第8号「福山市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について」を追加します。</p> <p>次に、議案書(別冊)についてです。</p> <p>まず、4ページ16番と20ページ51番について、申請人より申請があったため取下げです。</p> <p>次に、5ページ23番について、申請事由欄を「経営規模拡大」から「境界の変更」に訂正です。</p> <p>次に、26ページ89番について、終期欄に「令和37年12月30日」を追加です。</p> <p>次に、26ページについて、合計欄を「田 126筆 112,949㎡」を「田 125筆 111,944㎡」に訂正、併せて「合計 148筆 132,608㎡」を「合計 147筆 131,603㎡」に訂正です。</p> <p>追加・訂正事項等は以上となります。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 1番 佐藤</p>	<p>東部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>東部地区では、3月24日の午前9時25分からの現地調査に続き、午前11時から市役所3階 小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員7名全員の出席により、議案第1号2件、議案第2号1件、議案第3号3件、案第5号1件、合計7件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番と2番について報告します。</p>

<p>委員 1番 佐藤 (続き)</p>	<p>1番と2番は関連案件です。</p> <p>東川口町の渡人と藤江町の渡人がそれぞれ2分の1の持分を有する申請地について、所有権を無償交換するものです。1番と2番のどちらも、受人の持分は、2分の1から全部となります。</p> <p>受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 5番 寶諸</p>	<p>西部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>西部地区では、3月25日の午後0時30分からの現地調査に続き、午後4時から市役所3階 小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員10名中10名の出席により、議案第1号9件、議案第3号4件、議案第4号1件、議案第5号19件、合計33件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の3番から11番について報告します。</p> <p>3番は、松永町の受人が、明王台の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>4番は、赤坂町の受人が、神奈川県鎌倉市の渡人から申請地の贈与を受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>5番は、津之郷町の受人が、京都市の渡人から申請地に使用貸借権を設定し、借り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>6番は、沼隈町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>7番は、沼隈町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>8番は、新涯町の受人が、野上町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>9番は、川口町の受人が、箕島町の渡人から申請地に賃借権を設定し、借り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>10番は、田尻町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p>

<p>委員 5番 實諸 (続き)</p>	<p>11番は、千田町の受人が、兵庫県伊丹市の渡人から申請地の贈与を受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 8番 石井</p>	<p>松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>松永地区では、3月25日の午前9時10分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階 21会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員6名中5名の出席により、議案第1号4件、議案第3号1件、議案第4号2件、議案第5号10件、合計17件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の12番から15番について報告します。</p> <p>12番は、神村町の受人が、港町一丁目の渡人から農地を譲り受けて経営規模を拡大し、水稻を栽培する計画です。</p> <p>13番は、松永町の受人が、神村町の渡人から農地を譲り受けて新規就農し、水稻を栽培する計画です。</p> <p>14番は、松永町三丁目の受人が、明王台五丁目の渡人から農地を譲り受けて新規就農し、野菜を栽培する計画です。</p> <p>15番は、柳津町二丁目の受人が、同町および東京都世田谷区の渡人から農地を譲り受けて経営規模を拡大し、水稻を栽培する計画です。</p> <p>いずれも受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>北部地区の審議内容について、報告をします。</p> <p>北部地区では、3月25日の午前11時30分から関係者により現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階 302会議室で協議会を開催しました。</p>

<p>委員 10番 安原 (続き)</p>	<p>委員13名中12名の出席により、議案第1号10件、議案第2号1件、議案第3号4件、議案第4号2件、議案第5号31件、追加議案第6号3件、合計51件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4ページ17番から6ページ26番について報告します。</p> <p>17番は、芦田町福田の受人が、倉敷市の渡人から申請地を譲り受け、ネギやニンニクを栽培し、新規就農するものです。</p> <p>18番は、芦田町福田の受人が、広島市中区の渡人から申請地を譲り受けて、家族でプラム、ぶどう、イチジクを栽培し、経営規模拡大するものです。</p> <p>19番は、駅家町法成寺の受人が、万能倉の渡人から申請地を譲り受け、野菜や柑橘類を栽培し、新規就農するものです。</p> <p>20番は、駅家町法成寺の受人が、神戸市東灘区の渡人から自宅隣地の申請地を譲り受け、夫婦で野菜や果樹を栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>21番は、駅家町中島の受人が、曙町三丁目の渡人から申請地を贈与により譲り受け、親子で季節野菜を栽培し、新規就農するものです。</p> <p>22番は、駅家町大橋の受人2人が、同町の渡人から大橋の^{ほじょう}圃場整備区域内の2筆を贈与により、譲り受け、110番地1では季節野菜を、199番地では水稻を栽培し、経営規模を拡大する計画です。</p> <p>23番は、新市町常の受人が、自己の圃場と渡人の圃場の境にインゴット（コンクリートの立方体の塊）を積み上げ、圃場のかさ上げをし、畑地にしています。渡人の圃場との境に溝ができており、溝の部分を分筆して、受人が譲り受け、保全管理していくものです。</p> <p>24番は、府中市^{そうどのちょう}僧殿町の受人が、新市町宮内の渡人から申請地を譲り受け、水稻を栽培し、経営規模拡大するものです。</p> <p>25番は、新市町戸手の受人が、同町の渡人から申請地を使用貸借権で借り受け、水稻を栽培し、経営規模拡大するものです。</p> <p>26番は、新市町戸手の受人が、同町の渡人から耕作地の隣地に当たる申請地2筆を譲り受けて、夫婦で季節野菜を栽培し、経営規模拡大するものです。</p> <p>受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
-----------------------------------	--

議 長	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
委 員	<p>神辺地区の審議内容について報告します。</p>
1 4 番 須藤	<p>神辺地区では、3月25日の午前9時15分から、神辺支所2階 21会議室において、地区協議会員7名中6名の出席により、議案第1号3件、議案第5号30件、合計33件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」27番から29番について報告します。</p> <p>27番は、申請地の川南の田55㎡について、川南の法人から、同地区の受人が譲り受けて、水稻を栽培し、経営規模拡大を図るものです。</p> <p>申請地はもともと渡人の法人が5条届出で取得していた土地の一部ですが、申請地の隣地で耕作している受人が買受を希望したため、分筆して所有権移転することになりました。なお、水利権については地元の水利役員と調整済です。</p> <p>28番は、申請地の上御領の田625㎡について、上御領の渡人から、同地区の受人が譲り受けて、水稻を栽培し、経営規模拡大を図るものです。</p> <p>29番は、申請地の平野の田837㎡について、丸之内の渡人から、花園町の法人が3年間の使用貸借権を設定して借り受けて、くわいを栽培して経営規模拡大を図るものです。</p> <p>申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保されていることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>

委員	— 質問等なし —
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	— 全員挙手 —
議長	<p>全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委員 1番 佐藤	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番について報告します。</p> <p>1番は、滋賀県草津市の申請人が、申請地に物置1棟を建築するものです。既に転用行為が行われておりましたので、顛末書の提出を受けております。場所は、千田小学校の北東、約900メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
委員 10番 安原	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の7ページ2番について報告します。</p> <p>芦田町福田の転用者は、自宅隣地へ余剰売電用の太陽光発電パネル28枚を設置して、一旦は家庭用電力として消費します。その後、余った10kw未満の電力を電力会社へ売電するものです。場所は、富谷池の東500メートルの所です。</p> <p>現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第2号のすべての案件については、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域、その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>なお、議案第2号に常設審議委員会への意見聴取案件はありません。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全 員 挙 手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>

<p>委員 1番 佐藤</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の1番から3番について報告します。</p> <p>1番から3番は関連案件です。</p> <p>西深津町の受人が、引野町の渡人3人から申請地を譲り受け、貸露天駐車場として整備するものです。場所は、長浜小学校の南東約800メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 5番 竇諸</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の4番から7番について報告します。</p> <p>4番は本庄町中の受人が、同町の渡人から申請地に賃借権を設定し、借り受け、露天資材置場として整備するものです。</p> <p>なお、既に一部転用が完了していることについては、顛末書により整理されています。場所は、山手小学校から南西へ約300メートルの位置です。</p> <p>5番は、沼隈町の受人が、北吉津町の渡人から申請地に賃借権を設定し、借り受け、改修工事に伴う土場用地として整備するものです。場所は、能登原小学校から東へ約200メートルの位置です。</p> <p>6番は、西深津町の受人が、沼隈町の渡人から申請地に賃借権を設定し、借り受け、現場事務所1棟及び露天資材置場として整備するものです。場所は、沼南高等学校・鷹の巣農場から南西へ約400メートルの位置です。</p> <p>7番は、千田町の受人が、兵庫県伊丹市の渡人から申請地を譲り受け、進入路として整備するものです。場所は、内海支所より南東へ約1100メートルの位置です。</p> <p>なお、既に一部転用が完了していることについては、顛末書により整理されています。</p> <p>また、6番は農振農用地区域内の農地ですが、関係部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査の結果、周辺の営農条件に支障を生じるおそれはないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>

議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員 8 番 石井	<p>議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 8 番について報告します。</p> <p>8 番は、松永町四丁目の受人が、柳津町の渡人から譲り受けて、貸露天資材置場を設置するものです。場所は、福山西警察署から、南へ約 4 5 0 メートルのところ です。</p> <p>既に露天資材置場として使われていたため、顛末書の提出を受けています。現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないため、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	北部地区の報告をお願いします。
委 員 1 0 番 安原	<p>議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の 9 ページ 9 番から 1 0 ページ 1 2 番について報告します。</p> <p>9 ページ 9 番及び 1 0 番は追認許可案件です。</p> <p>駅家町近田のドッグランを経営する法人が、申請地の 2 筆を譲り受け、その他 4 筆を併用し、所要面積 1 5 6 1 . 0 7 m²にドッグラン施設を整備するものです。場所は富谷池の西 1 . 7 キロメートルの所です。</p> <p>現地はすでに営業しているため、顛末書を受けています。</p> <p>1 0 ページ 1 1 番及び 1 2 番については、大阪市北区で自然エネルギーによる発電・売電事業を営む法人が、1 1 番で 3 名共有名義の申請地を譲り受け、太陽光発電パネル 1 5 6 枚を設置し、1 2 番で駅家町近田の渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電パネル 1 6 8 枚を設置するものです。1 1 番の場所は網引小学校の北 1 . 1 キロメートル、1 2 番の場所は網引小学校の北東 6 0 0 メートルの所です。</p> <p>現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>

事務局	<p>議案第3号の「6番」は、昭和61年度からの圃場整備推進事業で整備され、平成2年3月に換地された第1種農地です。</p> <p>その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域、その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>なお、議案第3号「6番」は第1種農地のため、常設審議委員会への意見聴取案件となります。説明は以上です。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第3号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p>次に、議案第4号「非農地証明について」を上程します。</p> <p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委員 5番 實諸	<p>議案第4号「非農地証明について」の1番について報告します。</p> <p>1番は、平成元年4月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となりました。場所は、内海し尿処理場より西に約200メートルの位置です。</p>

<p>委員 5番 實諸 (続き)</p>	<p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。</p> <p>なお、1番は農振農用地区域内の農地ですが、関係部局との調整は整っております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 8番 石井</p>	<p>議案第4号「非農地証明について」の2番と3番について報告します。</p> <p>2番は、柳津町五丁目の申請人が、昭和63年4月頃から耕作放棄をしていたところ、雑木等が繁茂し、山林となったものです。場所は、^{ながそうだいけ}長草田池から北へ約160メートルのところでは、</p> <p>3番は、明王台五丁目の申請人が、昭和50年4月頃から耕作放棄をしていたところ、雑木等が繁茂し、山林となったものです。場所は、山中池から東へ約470メートルのところでは、</p> <p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>議案第4号「非農地証明について」の11ページ4番及び5番について報告します。</p> <p>4番は、井原市の相続人からの申請です。申請地の4筆は、いずれも昭和43年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂して原野になっているものです。場所は、(旧)山野小学校の東400メートルから600メートルの所です。</p> <p>5番は、41ページ6番と関連案件です。御幸町森脇の土地所有者からの申請です。2月24日に小作権を解消しております。申請地は、平成12年頃から耕作放棄していたところ、竹林が繁茂し、山林となっているものです。場所は、宜山小学校の北西1.1キロメートルの所です。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性はなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。</p> <p>なお、申請地はすべて農振農用地区域内の農地ですが、関係部局との調整</p>

	は整っております。以上です。
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	— 質問等なし —
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	<p>全員挙手により、議案第4号は原案のとおり証明することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 1 番 佐藤	<p>議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」の1番について報告します。</p> <p>1番は、千葉県習志野市の貸付人から、農地中間管理機構が使用貸借による農地中間管理権を設定して借受け、担い手に転貸するものです。</p> <p>筆数2筆、面積1,581平方メートルで、地目はいずれも田です。</p> <p>当該農地に問題はなく、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>

委員 5番 寶諸	<p>議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」の2番から20番について報告します。</p> <p>貸付人から、農地中間管理機構が使用貸借又は賃貸借による農地中間管理権を設定して借受け、担い手に転貸するものです。</p> <p>内訳は、田7筆、面積6,616平方メートル、畑15筆、面積13,715平方メートル、合計で件数19件、筆数22筆、面積20,331平方メートルです。</p> <p>利用権の内容は、賃借権が8件、使用貸借権が11件です。</p> <p>当該農地に問題はなく、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。</p>
議長	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
委員 8番 石井	<p>議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定についての21番から30番について報告します。</p> <p>貸付人から農地中間管理機構が、計画対象農地に利用権を設定して借り受けて、借受人に転貸するものです。</p> <p>合計で10件、21筆、面積14,144㎡です。</p> <p>地目別では、田20筆、面積12,997㎡、畑1筆、面積1,147㎡です。</p> <p>利用権の内容は、使用貸借権によるもので、全て新規です。</p> <p>設定期間は、全て令和8年5月1日から令和18年4月30日までです。</p> <p>個人が1人、法人が1法人です。</p> <p>当該農地、借受人に問題はなく、農用地利用集積等促進計画として適当であると判断しました。以上です。</p>
議長	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>

<p>委員 10番 安原</p>	<p>議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」の16ページ31番から21ページ62番について報告します。</p> <p>集積計画については、合計件数31件、56筆、集積面積52,848㎡です。</p> <p>案件については全て新規分です。</p> <p>賃借権の設定が3件、5筆、面積8,251㎡、使用貸借権の設定が28件、51筆、面積44,597㎡です。</p> <p>契約期間は全て令和8年5月1日から10年間です。</p> <p>水田での利用は43筆、面積41,862㎡、畑地での利用が13筆、面積10,986㎡です。</p> <p>認定農業者等について、一般が4人、認定農業者が4法人、認定新規就農者と新規就農者については0人となっております。</p> <p>各担当委員から調査の詳細について報告があり、意見異議等はなく承認されました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 14番 須藤</p>	<p>議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」の63番から92番について報告します。</p> <p>貸付人から農地中間管理機構が、計画対象農地に利用権を設定して借り受けて、借受人に転貸するものです。</p> <p>合計で30件、全て田で47筆、面積45,733.45㎡です。</p> <p>利用権の内容は、使用貸借権は86番と91番の2件で、それ以外の28件は賃借権です。30件全て新規です。借受人は個人が3名、法人が3社です。</p> <p>63番と87番、88番は、世羅町の法人が、川北他2地区、計3名の貸付人が所有する川北、上竹田の対象の田3筆、面積4,729㎡を借り受けて、水稻の栽培をする計画です。設定期間は令和8年5月1日から令和18年4月30日までです。</p> <p>64番から85番は、上御領の法人が、八尋他9地区、計21名の貸付人</p>

<p>委員 14番 須藤 (続き)</p>	<p>が所有する八尋の対象の田35筆、面積33,105㎡を借り受けて、水稻の栽培をする計画です。設定期間は、令和8年5月1日から令和18年4月30日までです。</p> <p>86番は、上竹田の借受人が、千葉県習志野市の貸付人が所有する上竹田の対象の田1筆、面積903㎡を借り受けて、水稻の栽培をする計画です。設定期間は、令和8年5月1日から令和18年4月30日までです。</p> <p>89番と90番は、西町の法人が下竹田他1地区、計2名の貸付人が所有する下竹田の対象の田2筆、面積1,941㎡を借り受けて畑として耕作し、観光いちご農園として利用する計画です。設定期間は、令和8年5月1日から令和37年12月30日までの30年間です。</p> <p>なお、90番は登記名義人死亡後、相続放棄されて所有者不明となった土地で、広島県知事による利用権設定の裁定により、中間管理機構が利用権を設定しています。</p> <p>91番は、下竹田の借受人が、同地区の貸付人が所有する下竹田の対象の田1筆、面積1,012㎡を借り受けて、水稻の栽培をする計画です。</p> <p>92番は、神石高原町の借受人が、道上の貸付人が所有する道上の対象の田5筆、面積4,043.45㎡を借り受けて、水稻の栽培をする計画です。設定期間は、91番、92番ともに令和8年5月1日から令和18年4月30日までです。</p> <p>当該農地、借受人に問題はなく、農用地利用集積等促進計画として適当であると判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局より補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第5号について、農地中間管理機構は「農地中間管理事業の推進に関する法律」(以下「機構法」)の第18条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定める場合には、農林水産省令であらかじめ農業委員会の意見を聴く必要があることとなっています。</p> <p>12ページから26ページにかけて、2026年(令和8年)5月1日を始期とした原則10年以上の貸借について、賃借権40件、59筆、59,610平方メートル、使用貸借権51件、88筆、71,993平方メートル</p>

<p>事務局 (続き)</p>	<p>ルで、計91件、147筆、131,603平方メートルの申し出があったものについて、福山市農業振興課から意見聴取があったものです。</p> <p>全ての案件について、意見を求められた「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」を満たしており、「農地所有適格法人」に該当する借受人はありませんでした。</p> <p>また、地域計画の変更(更新)内容、時期に関しても問題はありません。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入りますが、寶諸委員と下江委員が関係する案件ですので、「農業委員会等に関する法律第31条」の議事参与の制限の規定により退席をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>(寶諸委員・下江委員 退席)</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。 議案第5号について、原案のとおり決定することに異議がない場合は、挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手により、議案第5号は原案のとおり決定することに「異議がない」旨を答申します。</p>
<p>議長</p>	<p>採決が終わりましたので、寶諸委員と下江委員は入室・ご着席ください。</p>
<p>委員</p>	<p>(寶諸委員・下江委員 着席)</p>

議 長	<p>次に、追加議案第6号「農地の転用事実に関する照会に対する回答について」を上程します。</p> <p>北部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 10番 安原	<p>追加議案第6号「農地の転用事実に関する照会に対する回答について」を報告します。</p> <p>1番及び2番は、令和8年3月18日付で広島法務局福山支局から現況照会があったものです。</p> <p>1番は横浜市青葉区桜台の土地所有者、2番は駅家町中島の土地所有者からの申請です。土地所有者2名は共同で、令和6年10月18日に4条許可を受け、JR近田駅の北西300メートルの所へ共同の高圧太陽光発電設備を設置したものです。現地確認をしましたが、電力会社への売電接続はまだ行われておらず、メンテナンスエリアを含め、キュービクル、太陽光発電パネルの設置は完了しており、非農地として回答することが適当であると判断しました。</p> <p>3番は、令和8年3月19日付で広島法務局福山支局から現況照会があったもので、駅家町助元の土地所有者からの申請です。</p> <p>申請地を法成寺の土木建設会社へ貸露天資材置場として賃貸するため、平成23年10月27日付けで5条許可を得ています。その後、建設会社が露天資材置場にしておりましたが、令和6年に事業停止し、土地所有者に返還しているものです。</p> <p>現地確認をしましたが、申請地の資機材はすべて撤去されており、次の貸し出しのため、地面はバラス敷の状態を整地されておりました。近隣周辺への影響もなく、農地への復元も困難なことから、非農地として回答することが適当であると判断しました。なお、一時転用許可ではないため、地目の変更は可能となります。場所は、ふたば保育所の西100メートルの所です。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>

委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>追加議案第6号について、原案のとおり回答することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、追加議案第6号は原案のとおり回答することに決定します。</p>
議長	<p>次に、追加議案第7号「福山市農業委員会に対する事務委任規則の一部改正について」を上程します。事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>追加議案第7号「福山市農業委員会に対する事務委任規則の一部改正について」を説明いたします。資料「福山市農業委員会に対する事務委任規則の一部改正について（協議）」をご覧ください。</p> <p>本件は、農地法が一部改正されたことに伴い、福山市農業委員会に対する事務委任規則の整備を行うものです。</p> <p>具体的には、農地法第51条において、条項の繰り下げが行われるとともに、新たに第3項が追加され、違反転用に係る原状回復命令に従わない者について、その旨等を公表できる規定が設けられました。</p> <p>これに伴い、市長の権限に属する事務のうち、本委員会に委任している事務を定める当該規則に条項番号の変更等を反映させるため、別紙1ページの新旧対照表のとおり、改正しようとするものです。</p> <p>なお、本規則の改正にあたりましては、地方自治法第180条の2の規定に基づき、あらかじめ農業委員会に協議をする必要があることから、本総会においてご審議をお願いするものです。以上です。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>

委員	— 質問等なし —
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>追加議案第7号について、原案のとおり改正することに異議がない場合は、挙手をお願いします。</p>
委員	— 挙手 —
議長	<p>全員挙手により、追加議案第7号は原案のとおり改正することに決定します。</p>
議長	<p>次に、追加議案第8号「福山市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について」を上程します。事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>追加議案第8号「福山市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について」を説明いたします。資料「福山市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について」をご覧ください。</p> <p>福山市農業振興地域整備促進協議会の委員については、福山市農業振興地域整備促進協議会条例第2条第1項第2号の規定により、会長のほか4名の推薦を行っています。</p> <p>現在は、農振農用地が地区内に存在しない東部地区を除いて、西部、松永、北部、神辺地区協議会から各1名の選出をし、神辺地区からは山本明委員を選出していました。</p> <p>山本明委員が辞任されことにより、欠員となっていた福山市農業振興地域整備促進協議会委員の補充のための推薦を、農業振興課より求められているものです。</p> <p>これまで神辺地区協議会からは協議会長が選出されており、今回は新たに神辺地区協議会長となられた須藤委員を推薦することが望ましいと考えております。以上です。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>

委員	— 質問等なし —
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>追加議案第8号について、原案のとおり須藤委員を推薦することに異議がない場合は、挙手をお願いします。</p>
委員	— 挙手 —
議長	<p>全員挙手により、追加議案第8号は原案のとおり須藤委員を推薦することに決定します。</p>
議長	<p>次に、協議及び報告事項の「福山市農地利用最適化推進委員の募集について」を事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>福山市農地利用最適化推進委員の補充募集について報告いたします。</p> <p>本日お配りした「福山市農業委員会の農地利用最適化推進委員（推進委員）補充募集のご案内」をご覧ください。これは、寺本安雄委員の退任による欠員を補充するため委員の募集を行うものです。</p> <p>始めに、「1 推進委員の募集地区及び人数、任期等」についてです。募集人数は欠員となっている第6地区の委員1名で、任期は残任期間である2027年（令和9年）4月30日までです。</p> <p>次のページの「5 募集方法」についてです。法人その他の団体又は3名以上の個人による推薦と、個人による応募とします。</p> <p>「8 推薦・応募の受付期間」についてです。受付期間と手続きは、2026年（令和8年）5月1日から2026年（令和8年）5月25日までの間に、必要書類を福山市農業委員会事務局へ提出するものとします。なお、郵送の場合は5月25日に農業委員会事務局必着とします。</p> <p>次に「9 募集案内及び申込書の入手方法」についてです。募集案内及び申込書は、本庁の農業委員会事務局と農業委員会松永出張所で配布を行うとともに、福山市ホームページからダウンロードしていただけます。</p> <p>「10 選考方法」と「11 選考結果」については、提出された書類をもとに福山市農地利用最適化推進委員選定委員会において選考を行い、選考結</p>

<p>事務局 (続き)</p>	<p>果は、2026年(令和8年)6月中に推薦人及び応募者へ文書により通知をする予定です。なお、委嘱は、福山市農業委員会総会での決定後となります。</p> <p>「12 申込者等に関する情報の公表」については、申込者等に関する記載の(1)から(5)の内容を、受付期間中と受付期間の終了後に福山市ホームページで公開します。</p> <p>また、今回の推進委員の補充募集周知方法につきましては、市広報の5月号と市ホームページを通じて行います。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>発言等ないようですので、続いて「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。</p>
<p>事務局</p>	<p>専決処分及び届出等について、ご説明します。</p> <p>議案書(別冊)の27ページから31ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続などにより農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、20件を事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、32ページから33ページの「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」及び34ページから38ページの「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」です。</p> <p>4条8件、5条25件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、39ページの「農地法施行規則第29条第1項第16号の規定による協議書の受理について」です。認定電気通信事業者が行う中継施設等の敷地に供するため、農地を農地以外のものにする場合については農地転用の制限の例外となります。これについて、1件の協議書を受理しています。</p> <p>次に、40ページから55ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が62件あり</p>

<p>事務局 (続き)</p>	<p>ました。</p> <p>次に、56ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から3件の照会があり、調査の結果、全ての案件について、農地性がないことを確認いたしました。回答期限が照会のあった日から2週間であり、事務局長による専決処分により回答しました。</p> <p>最後に、57ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、1件を受理しました。</p> <p>専決処分及び届出等については以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>発言等もないようですので、以上をもちまして2026年（令和8年）第3回福山市農業委員会総会を終了します。皆様お疲れ様でした。</p>
<p>事務局長</p>	<p>委員の皆様には、慎重なるご審議をいただきありがとうございました。</p> <p>以上を持ちまして総会を終了いたします。</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p>

午前10時55分閉会